

仕 様 書

1. 事業名

令和の日本型学校体育構築支援事業（多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化に関する調査）

2. 業務の目的

近年、少子高齢化や産業構造の変化、AI等のデジタル技術の台頭等を受け、社会がめまぐるしく変化しており、子供たちはこれまで以上に人生を切り拓く力を養うことが求められる。令和8年度末には学習指導要領の改訂が見込まれており、体育授業についても、新たな教育内容や指導方法の検討の必要性が高まっている。

本事業においては、学習指導要領の改訂や施行を見据え、をこれまでの各地における実践事例等を調査・分析し、体育授業の一層の充実に資する資料を作成する。

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4. 事業報告

受託者はスポーツ庁の求めに応じ、事業の進捗状況をスポーツ庁へ報告すること。

5. 事業規模

事業規模は、18,000千円（税込）を上限とする。

6. 業務内容

(1) 令和の日本型学校体育構築支援事業（多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化）の実践研究の分析

令和4年度から実施している「令和の日本型学校体育構築支援事業」では、都道府県教育委員会等の委託先において毎年約140校の武道推進モデル校が多様な武道種目を指導する体育授業の実施及び指導方法等の工夫についての実践研究を行い、当該研究結果を報告書としてまとめている。本業務においては、当該事業の5年間の実践研究結果を調査・分析し、その成果と課題等について、報告資料等を作成すること。

(2) 子供たちが豊かに取り組む体育授業に資する情報収集・資料作成

議論が進められている次期学習指導要領の方向性を踏まえつつ、関連して先行的に取り組まれている事例等を収集し、報告書及び概要資料にまとめること。その際、必要に応じて、学校体育に関する研究開発を行う有識者や事業者の意見をききながら行うなど、先進的な知見の収集として適切な水準となるよう工夫すること。

(収集する事例のテーマ例)

①「遊び」の要素を取り入れた体育授業

- ・特に小学校 1～4 年生において「遊び」の要素を取り入れつつ、ねらいとする動きの習得等を目指す体育授業の事例

②小学校 5～6 年生及び中学校 1～2 年生における全ての児童生徒の豊かな運動機会を確保する体育授業

- ・児童生徒の様々な状況を受け止めながら、全ての児童生徒が運動する楽しさや喜びを味わう機会を確保する取組等の事例

③中学校 3 年生以降における運動やスポーツの「多様な楽しみ方」を味わうことを意図した体育授業

- ・「する」以外の「みる」「支える」などをバランスよく経験すること等を通した、生涯スポーツにつながる多様な楽しみ方を取り入れた取組事例

④高等学校専門学科「体育」における体育授業

- ・スポーツ総合演習や学校設定科目等における運動やスポーツを「する」以外の「みる」「支える」等の多様面からの学習を充実する取組事例

⑤体育授業における資質・能力の育成に関するその他の好事例、知見の収集・分析

- ・外国人児童生徒等の多様な教育的ニーズへの対応事例
- ・体育授業における非認知能力向上に関する分析事例
- ・年齢や体力、性別、経験に関係なく、誰でも、いつでも、どこでも手軽に楽しめるスポーツ等の授業での効果的な活用事例
- ・地域の環境や人材等の特色を生かした授業例
- ・生成 AI 等の ICT を効果的に授業に活用している取組事例

(3) 持続可能な水泳授業の実施に向けた情報収集・整理

次期学習指導要領における水泳授業のあり方の方向性を踏まえ、以下について全国における事例を収集するとともにそのポイントを整理すること。

- ・公営プールや民営プールなど、学校外のプールを活用して、学習機会を確保している事例（時間割編成や移動時間を要することに係る対処事例、中長期的な視野で計画的に授業実施に向けて調整している事例等）
- ・民間事業者と連携して授業を実施するにあたり、調達や指導において適切な授業実施のため留意を要すること等の分析・整理
- ・水の中における多様な活動（泳法指導に限らない）に係る好事例の収集
- ・安全確保につながる運動や心得に指導に係る好事例の収集

(4) 成果物の提出

完成した報告資料等については、電子データ(PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル)で提出すること。その際、スポーツ庁ウェブサイトへの掲載や研修等に用いることができるよう、画像等の許諾を得る等の必要な手続きを行うこと。

(5) 納入期限

令和9年3月31日（水） 17時

なお、(3)に関しては、令和9年1月末までに事例の収集状況等について報告し、スポーツ庁との打合せを踏まえて更に取組を進めること。

(6) 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

スポーツ庁政策課企画調整室（13階）

7. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者は、次の点を満たすものであること。
 - ・過去3年間に、国又は地方公共団体が発注する学校体育に関する調査研究業務を実施した経験を有すること。
 - ・過去、国又は地方公共団体が発注する武道教育に関する調査研究業務を実施した経験を有すること。
 - ・過去、国又は地方公共団体が発注する調査研究業務において、有識者検討会・勉強会を運営した経験を有すること。
 - ・学校体育に知見のある学識者とのネットワークが豊富であること。
- ② 7(1)①を満たしていた本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ③ 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ④ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ⑤ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑥ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁政策課企画調整室技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1－2 業務実施方法の妥当性、独創性

* 1－2－1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

* 1－2－2 事業実施手法が明確であること。

1－3 作業計画の妥当性、実現性

* 1－3－1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2－1 組織の類似事業の経験

2－1－1 過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2－2 組織の事業実施能力

* 2－2－1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2－2－2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2－2－3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2－3 業務に当たってのバックアップ体制

2－3－1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3－1 業務従事予定者の類似事業の経験

3－1－1 過去に類似の業務をした実績があればその内容に応じて加点する。

3－2 業務従事予定者の事業内容に関する専門的・適格性

* 3－2－1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3－2－2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4－1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4－1－1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
又は、次世代法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
 - スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

- 5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。
- ※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

8. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

9. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

10. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、

速やかに発注者へ届け出ること。

11. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」欄の合計額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

12. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

13. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

14. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

15. その他

- (1) 人件費単価等は、スポーツ庁委託事業事務処理要領と経費計上の留意事項等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に

記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

- (2) 一般管理費は、①直近の決算から算出、②受託者の内規、③人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%以内の3つを比較して最も低い率とする。
- (3) 委託者と受託者との間では、消費税及び地方消費税相当額を計算する際の税率は10%とする。
- (4) 本事業で知り得た情報について、他の業務等で利用及び提供をしないこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、スポーツ庁と十分な協議の上、行うものとする。